

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、吉野土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（砂防計画）

二 測量の地域 吉野郡吉野町大字檜尾

三 測量の期間 令和七年四月十七日から同年五月三十日まで